

51：一時抹消⇒解体届出



必要書類

- 1 抹消謄本
- 2 委任状 抹消謄本名義人のもの
- 3 移動報告番号
- 4 解体報告記録日

■ 重量税の還付がある場合は下記を記入下さい

- ・ 振込先（金融機関、支店、口座種類、口座番号）
- ・ 郵便番号
- ・ 電話番号

※ 抹消謄本の名義人以外が還付受領する際は代理受領用委任状が必要

書類をご自身で作成される場合は下記もご用意・ご記入下さい

- 5 OCR3号様式の3 ※移動報告番号・解体報告記録日の記入が必要
- 6 手数料納付書 印紙代 無料